

目 次

規 則	ページ
23 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	2

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 7 年 10 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 23 号

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 16 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（支給単位期間） 第 12 条の 3 （略） 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) （略） (2) 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>により、職員派遣をされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)～(5) （略）	（支給単位期間） 第 12 条の 3 （略） 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) （略） (2) 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)～(5) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。